

平成 30 年度税制改正の大綱の概要

今回は、個人所得課税の改正について概要を紹介いたします。

(平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)

○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 ☹️

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げる。

○ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し ☹️

- ・ 給与所得控除について、給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- ・ 公的年金等控除について、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に 195.5 万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- ・ 基礎控除について、合計所得金額 2,400 万円超で控除額が逡減を開始し、2,500 万円超で消失する仕組みとする。

○ 特定支出控除の見直し 😊

- ・ 特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。
- ・ 特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1 月に 4 往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。

○ 青色申告特別控除（国税・地方税）の見直し ☹️

- ・ 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を 55 万円（現行：65 万円）に引き下げる。
- ・ 上記にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とする。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。



- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

上記の改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。

商業・法人登記申請書

法人登記申請書の法人名のフリガナの記載等が始まります。

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）において、「法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、登記手続きの申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始」することが決定されました。



この決定を受け、平成 30 年 3 月 12 日以降、商業・法人登記の申請を行う場合には、登記申請書に法人名のフリガナを記載するとともに、同年 4 月 2 日以降、フリガナ情報が法人番号公表サイトを通じて順次公表されることになりました。

法務局で法人登記をしない法人、外国法人及び人格のない社団等は、税務署に提出した届出書等に記載されているフリガナが公表等されることとなります。

お花見

3 月も下旬となり、いよいよ桜のシーズンが近づいてきました。毎年お花見を楽しみにしている方も多いのではないのでしょうか。最近ではお花見を楽しむために、この時期日本を訪れる外国人観光客も増えているそうです。

お花見というと桜の下でレジャーシートを広げて飲んだり食べたりといった光景を思い浮かべますが、純粋に桜の花を愛でるお花見もいいものです。

京都の洛北にある「原谷苑」はそんなお花見を堪能できる場所の一つです。個人所有の庭園ですが、見事な桜が評判を呼び、桜のシーズンには一般にも公開されるようになったそうです。

4 千坪の敷地に 20 数種、400 本以上の桜が植えられており、中でも約 240 本の紅しだれ桜が満開になると、まるで天から桜が降り注いでくるようで本当に美しく、木瓜や雪柳、連翹などの春の花々が彩りを添える庭園を散策するのは至福のひと時です。

入苑は有料ですが、見事な桜や自然さを残しながらもきちんと手入れされた庭園を見れば、その値打ちはあると感じました。

昨年の紅葉シーズンにはマナーの悪い観光客の行動がニュースでも取り上げられましたが、お花見もマナーを守り、美しい日本の桜を多くの人を楽しめるようにしたいですね。

